

徳島県公安委員会規程第5号

停止処分者講習に関する規程を次のように定める。

平成10年9月29日

徳島県公安委員会委員長

停止処分者講習に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、道路交通法(昭和35年法律第105号)第108条の2第1項第3号に規定する講習(以下「停止処分者講習」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(通知)

第2条 徳島県警察本部長(以下「本部長」という。)は、免許の停止等(停止処分者講習に該当する運転免許の保留若しくは効力の停止又は自動車及び原動機付自転車の運転の禁止をいう。以下同じ。)が決定されたものに停止処分者講習の日時、場所等を通知するものとする。

(学級編成)

第3条 前条の通知は、次の各号に掲げる区分ごとに、免許の停止等の原因となった法律違反など基準に学級を編成した上で行うものとする。

- (1) 短期講習 免許の停止等の期間が40日未満の者に係る停止処分者講習
- (2) 中期講習 免許の停止等の期間が40日以上90日未満の者に係る停止処分者講習
- (3) 長期講習 免許の停止等の期間が90日以上の人に係る停止処分者講習

(場所)

第4条 停止処分者講習は、徳島県警察本部交通部運転免許課(以下「運転免許課」という。)及び運転免許課に附置する徳島県安全運転学校等において行うものとする。

(受付)

第5条 停止処分者講習の受付は、停止処分者講習を受けようとする者(以下「受講者」という。)から、徳島県道路交通法施行細則(昭和47年徳島県公安委員会規則第1号)第28条第1号ウに規定する講習申出書の提出を受けて行うものとする。

(講習指導員)

第6条 停止処分者講習の講習担当者(以下「講習指導員」という。)は、運転免許課の職員のうち、運転免許に係る講習に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第4号)第6条第2項第1号、第2号及び第3号の要件を満たし、同項第4号に掲げる者又はその者と同等以上の技能、知識及び経験を有すると認められる者の中から選任する。

(停止処分者講習の内容)

第7条 停止処分者講習は、別に定める停止処分者講習の講習科目及び時間割り等に関する細目に準拠して行うものとする。

(受講拒否・退場)

第8条 講習指導員は、受講者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者の受講を拒否し、又は退場させることができる。

- (1) 開港時刻に遅刻したとき。
 - (2) 他の受講者に迷惑となる行為があったとき。
 - (3) 故意に停止処分者講習の講習の進行を妨げたとき。
 - (4) 極端に受講意欲が乏しいと認められる行為があったとき。
- 2 講習指導員は、前項の規定により退場させた者が、その後、態度等を改めたとき、又は早退その他の理由により 30 分以上欠講した者が補講を申し出たときは、その者が欠講した分について受講させることができる。
- 3 講習指導員は、第 1 項の規定により受講を拒否されたものが再受講を申し出たときは、講習日を指定して受講させることができる。

(考査、処分日数の短縮)

第 9 条 本部長は、講習内容の修得状況及び講習効果を確認するため、筆記方式による考査を行うものとする。

- 2 前項による考査の結果、考査の成績が 50 パーセント以上の者を評価の対象とし、別表（短縮基準表）により処分期間の短縮を行う。ただし、前条による講習の拒否には至らないが、同条第 1 項各号のいずれかに掲げる行為があった受講者又は退場させた受講者については、改善効果が低いものと認め、一定の範囲で短縮日数を減じることができる。
- 3 考査の成績が 50 パーセント未満の者から再考査の申出があった場合は、講習を終了した翌日以降の日を指定して再考査を受けさせることができる。

(処分日数短縮の通知)

第 10 条 本部長は、処分日数を短縮したときは、運転免許停止（保留）期間短縮通知書（別記様式）により通知するものとする。

第 11 条 この規程に定めるもののほか、停止処分者講習に関して必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この規程は、平成 10 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 17 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

別表、別記様式 省略